



一般社団法人の理解④

-一般社団法人設立の流れとは？-

1. 一般社団法人設立の流れ①-設立発起・定款作成・認証
2. 一般社団法人設立の流れ②-設立登記・税、社会保険手続き-
3. 一般社団法人の定款-絶対的記載事項-
4. 一般社団法人の定款-相対的記載事項①-
5. 一般社団法人の定款-相対的記載事項②-
6. 一般社団法人の定款-任意的記載事項-

1. 一般社団法人設立の流れ①：

—ポイント概要—

1. 一般社団法人の「**設立を発起**」
2. 社員が共同して「**定款案を作成**」
3. 「**公証役場で定款の認証**」（設立予定都道府県内）



(注1)設立代表者(設立時社員)→**2名以上集まり法人化を決定**する(**法人も社員可**)

(注2)設立時社員→設立後は社員総会での議決権を持つ(法人の運営に関与)

(注3)定款とは→一般社団法人の根本規則を定めたもの(必ず作成が必要)

(注4)定款の絶対的記載事項(法人の名称・目的・事務所所在地・設立時社員氏名等)

→**(詳細は以下3.)**

(注5)定款の認証→正しい手続きに則って定款が作成されたこと・適法であること

→**公証役場・公証人が証明**すること

(注6)公証役場→原則：設立時社員全員が出向く必要がある

→例外：社員の中から代表者を決めることも可・第三者への委任も可

2. 一般社団法人設立の流れ②：

—ポイント概要—

4. 「法務局」で設立登記

5. 「税・社会保険」に関する届出

(注1)定款の認証後→法務省に提出する書類を作成

→**設立登記の申請**

(注2)設立登記手続き→基本的に一般社団法人を代表する理事が実施

→代理人に委任することも可

(注3)**一般社団法人設立日 = 法務局に登記申請した日 = 法務局に書類提出した日**

→提出書類に不備がなければ→1週間程度で登記が完了

(注4)設立完了後→**登記事項証明書(登記簿謄本)・法人印鑑証明書を取得**

→税務署・都道府県税事務所・市町村役場への届出等に必要

→社会保険加入手続き・従業員雇用にも労基署・HWへの届出等に必要



3. 一般社団法人の定款-絶対的記載事項- :

No.	項目	概要
1	目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業目的→基本的にどのような事業でも目的として記載可能 ● 事前に法務局で文言・書き方の確認は必要
2	名称	<ul style="list-style-type: none"> ● 名称に「一般社団法人」という文字を使用する必要有り ● 不正の目的をもって他の法人と誤認される様な名称は不可
3	主たる事務所所在地	<ul style="list-style-type: none"> ● 定款に記載する所在地→「最小行政区画(市区町村)」で可 ● 定款作成後→設立時社員によって番地まで決定する必要有り
4	設立時社員氏名 or 名称・住所	<ul style="list-style-type: none"> ● 定款に設立時社員特定が必要→氏名or名称及び住所記載必要 ● 社員個人の印鑑登録証明書
5	社員資格得喪に関する規定	<ul style="list-style-type: none"> ● 構成員たる社員変動に関する事項を記載 ● 社員ちなるための資格、入退社手続き、退社理由等の定め
6	公告の方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 4つの方法から選択(①官報掲載②電子公告③時事事項掲載日刊新聞紙掲載④主たる事務所公衆場所に掲載)
7	事業年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 計算の基礎となる事業年度を記載→自由に定めることが可

4. 一般社団法人の定款-相対的記載事項①- :

No.	概要
1	● 設立時役員等の選任の場合における議決権の個数うに関する別段の定め
2	● 経費の負担に関する定め
3	● 任意退社に関する定め
4	● 定款で定めた退社の定め
5	● 社員総会の招集通知期間に関する定め
6	● 議決権の数に関する別段の定め
7	● 社員総会の定足数に関する別段の定め
8	● 社員総会の決議要件に関する別段の定め
9	● 社員総会以外の期間の設置に関する定め
10	● 理事の任期の短縮に関する定め
11	● 監事の任期の短縮に関する定め

5. 一般社団法人の定款-相対的記載事項②- :

No.	概要
12	● 理事の業務の執行に関する別段の定め
13	● 代表理事の互選規定
14	● 代表理事の理事会に対する職務の執行状況の報告の時期・回数に関する定め
15	● 理事会の招集手続きの機関の短縮に関する定め
16	● 理事会の定足数又は決議要件に関する別段の定め
17	● 理事会議事録に署名又は記名押印する者を理事会に出席した代表理事とする定め
18	● 理事会の決議の省略に関する定め
19	● 理事等による責任の免除に関する定め
20	● 外部役員等と責任限定契約を締結することができる旨の定め
21	● 基金を引受ける者の募集等に関する定め
22	● 清算人会を置く旨の定め

6. 一般社団法人の定款-任意的記載事項- :

No.	概要
1	● 社員総会の招集時期
2	● 社員総会の議長
3	● 役員等の員数
4	● 理事の報酬
5	● 監事の報酬
6	● 清算人
7	● 残余財産の帰属

